

【誓約事項】

- 申請内容に虚偽や不正はありません。
- 補助金の申請にあたって提出する書類の写しは全て原本と相違ありません。
- 交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の返還等、久留米市の指示に従います。
- 暴力団又は暴力団員等に該当しません。また、以下の枠内に掲げる暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者ではありません。
- 公的機関及び政治・宗教等の各種団体ではありません。
- 補助金の申請に係る帳簿及び証拠書類等を、交付決定日の属する年度の翌年度から起算して5年間以上保存します。
- 申請内容に、国や他の地方公共団体から助成を受ける補助対象経費はありません。
- 久留米市から報告・立ち入り検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
- 申請内容及び誓約内容について、久留米市が行政機関等に確認を行うことに同意します。
- 「申請の手引き」及び当補助金の交付要綱を確認し、制度の概要や手続きについて理解しています。

- ① 暴力団員が役員等となっている団体
- ② 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
- ③ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している団体
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき
- ⑤ 役員等又は使用人が自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ⑥ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。